

新型インフルエンザ予防接種優先接種対象者に含まれる 低所得者の接種費用無償化及び患者急増対策について

1 本市の新型インフルエンザに係る患者発生状況と対策の状況

(1) 患者発生の状況

市内では、9月以降、臨時休校が相次ぎ、患者数は急増しており、第41週（10/5～10/11）には定点当たり27.04人と流行発生警報基準値（定点あたり30人）に極めて近い、高いレベルとなり、市内の患者数は約1万6千人と推計され、今後さらに感染の拡大が懸念されている。

(2) 対策の状況

今回の新型インフルエンザは、大多数は比較的軽症のまま数日で回復するが、基礎疾患を有する者等は重症化する恐れがあること、また、多くの人が免疫を持たないため、流行規模が大きく感染者数も多いことが特徴となっている。

このため、国の方針に基づき、妊婦、基礎疾患を有する者、1歳～小学校低学年の小児、1歳未満の小児の保護者等、小学校高学年、中学生、高校生、65歳以上の高齢者の、いわゆる優先接種対象者にワクチン接種をすることで、死亡者や重症者をできる限り減らし、医療機関の混乱を防ぎ、また、優先接種対象者である医療従事者に接種することで必要な医療提供体制の確保を図り、併せて、ホームページ、リーフレット等を活用し、新型インフルエンザに関する各種情報提供及び正しい知識の普及・啓発に努め、感染の拡大防止と市民の安心・安全の確保に努める。

(3) 国の動向

10月1日付け「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」の中で、国から優先接種対象者及び接種順位や、国、都道府県、市町村の業務分担が明確になされ、市町村としてワクチン接種の機会の確保が求められている。

優先接種対象者等のうち低所得者（生活保護者及び市民税非課税者）に対しては、実費負担による経済的負担を軽減し、ワクチン接種を受けやすい環境整備を図ること等を目的に費用助成を行い、本人負担を無料とすることとしている。

2 今後の対応

- ・10月19日以降順次、国が定める優先接種者対象者（医療従事者、妊婦、基礎疾患を有する者等）が円滑に予防接種を受けられるよう、11月中旬を目途に市政だより特集号を発行する等必要な普及広報等を行うとともに、優先接種者対象者のうち低所得者の接種費用を無償とする対応を図る。
- ・本市休日急患診療所における新型インフルエンザ対策強化のため、市医師会、市薬剤師会等の関係諸団体の協力を得て、7休日急患診療所のスタッフの増員等、医療体制の整備を行う。

※今回の対応に必要な経費については、専決処分により予算措置する。

－平成21年度10月補正予算について（専決処分）－

◆低所得者の新型インフルエンザ予防接種費用の無償化及び広報

595,700 千円

- ・新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者のうち、生活保護世帯の者及び市民税非課税世帯の者の接種費用の無償化
優先接種対象者に含まれる低所得者は約115,000人
※優先接種対象者全体は約582,000人
- ・市政だより特集号等

◆休日急患診療所の人員体制の拡充

183,010 千円

- ・受診者の増加が見込まれる休日急患診療所の医師等の人員体制を拡充
7急患診療所に医師1人・薬剤師1人・看護師1人・事務員2人を増員
※現行 医師2人・薬剤師2人・看護師2人・事務員1人

計 **778,710 千円**

問い合わせ先：

健康福祉局 健康安全室（予防接種）
内線 32941
地域医療課（休日急患）
内線 34601